

00505

鳥取縣公報

規則

昭和二十六年四月六日 金曜日
第二千九百九十八号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

◇鳥取縣規則第十七号

昭和二十四年八月三十日鳥取縣規則第八十二号「鳥取縣精神薄弱兒施設規則」の一部を次のように改正し昭和二十六年四月一日から適用する。

昭和二十六年四月六日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴 木 武

鳥取縣精神薄弱兒施設規則中改正規則

第一條中「米子市」を「東伯郡倉吉町」に改める。

◇鳥取縣規則第十八号

鳥取縣稅條例施行規則（昭和二十五年九月鳥取縣規則第七十二号）の一部を次のように改正する

昭和二十六年四月六日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴 木 武

鳥取縣稅條例施行規則中改正規則

第六條中「入場稅証紙受払簿」を「入場券受払簿」に

「入場稅証紙業者使用狀況簿」を「入場券（利用券）業者使用狀況簿」に改める。

様式第九号の中「~~入場稅証紙受払簿~~」を「~~入場券受払簿~~」

に改め様式第四号の中入場稅、遊興飲食稅徵收簿、様式第十号及び様式第十七号を別記のように改める。

附則

この規則は公布の日から施行し昭和二十六年四月一日から適用する。

00506

様式第17号

MO

縣 稅 領 收 証 書

課稅地	納人
-----	----

總 計 金		又 は 加 算 金	稅 (金) 額	延 滞 金	督 手 數 料	促 延 滞 金	計	摘 要
年 期 (月)	度 別	稅 加 算 金	稅 (金) 額	延 滞 金	督 手 數 料	促 延 滞 金	計	摘 要
昭和	年 度		円	円	円	円	円	
昭和	年 度							
昭和	年 度							
昭和	年 度							
昭和	年 度							

上記金額領收致しました

昭和 年 月 日

鳥取縣何々縣稅 (地方) 事務所
縣出納員 (事務吏員)

◎注意 この領收証書は五ヶ年保存して下さい。

備考 1、NOの項に事務所の頭文字を附すること。
2、總計金額は横書漢字とし末尾に出納員の私印を押印すること。

00507

(入湯稅、遊興飲食稅徵收簿の1)

番 号	登録年月日	種 目	電話 番号	住所	氏 名
容 積 年 月 日	登録番号	名称又は屋号			
年 申 告 稅 額	申 告 納 入 期 限	稅 額	督 促 狀 同 手 數 料	延 滞 加 算 金	処 分 経 過
定 額 不 定 額	同 延 展 期 限	納 入 年 月 日	發 付 手 料	納 入 年 月 日	
更 正 決 定 による 不足 稅 額	同 更 正 決 定 通知 期 限	納 入 年 月 日	發 付 手 料	納 入 年 月 日	
	同 納 期 限	納 入 年 月 日	發 付 手 料	納 入 年 月 日	

(以下略)

備考 財産差押のときは処分経過欄に「月日差押」等記載すること。

00508

(入場税、遊園飲食税徴収簿(二))

番号	登録年月日	種別	名称又は屋号	電話番号	住所	氏名
登録番号						
法第(127)条第1項の 過少申告 金額	法第(127)条第2項第1号の 申告金額	法第(127)条第2項第2号の 申告金額	法第(127)条第2項第3号の 申告金額	法第(127)条第2項第4号の 申告金額	法第(128)条の 申告金額	督促月日 督促月日
入年月日	入年月日	入年月日	入年月日	入年月日	入年月日	督促月日
納金額	納金額	納金額	納金額	納金額	納金額	督促月日
申告金額	申告金額	申告金額	申告金額	申告金額	申告金額	督促月日
月	月	月	月	月	月	督促月日
分	分	分	分	分	分	督促月日

(以下略)

00509

(入場税臨時分)

番号	登録年月日	種別	名称又は屋号	電話番号	住所	氏名
登録番号						
法第(127)条第1項の 過少申告 金額	法第(127)条第2項第1号の 申告金額	法第(127)条第2項第2号の 申告金額	法第(127)条第2項第3号の 申告金額	法第(127)条第2項第4号の 申告金額	法第(128)条の 申告金額	督促月日 督促月日
入年月日	入年月日	入年月日	入年月日	入年月日	入年月日	督促月日
納金額	納金額	納金額	納金額	納金額	納金額	督促月日
申告金額	申告金額	申告金額	申告金額	申告金額	申告金額	督促月日
月	月	月	月	月	月	督促月日
分	分	分	分	分	分	督促月日

- 備考 1、財産差押のときは処分経過欄に「月 日差押」等記載のこと
 2、加算金額の督促状態係事項は加算金のみと督促状交付したとき限り記載のこと
 3、法第94条第3項の再更正したときは、更正決定による不足税額欄通知月日及び同納期限欄の上部に「再」の字を附し記載のこと

00512

- 鳥取縣副知事 鈴木 武
- 一、所在地 鳥取縣東伯郡倉吉町字余戸谷三五六四ノ一
- 二、名稱 鳥取縣立兒童福祉施設皆成学園
- 三、定員 四四名

鳥取縣告示第五百五十四号

昭和二十五年四月鳥取縣條例第九号鳥取縣魚市場條例第四條第二項の規定により昭和二十六年四月一日次のものを魚市場として登録した。

昭和二十六年四月六日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

一、申請者の住所氏名 鳥取縣東伯郡倉吉町大字研屋町

倉吉町代表者 町長 中本覚藏

二、市場の名称及び所在地

倉吉町鯉魚市場

鳥取縣東伯郡倉吉町大字荒神町

三、登録番号 第三号

教育委員會規則

鳥取縣教育委員會規則第一号

鳥取縣文化財調査員規程を次のように定める。

昭和二十六年四月六日

鳥取縣教育委員會委員長 佐々木顯一

鳥取縣文化財調査員規程

第一條 鳥取縣教育委員會(以下教育委員會という)に、鳥取縣文化財調査員(以下調査員という)を置く。

第二條 調査員は、左に掲げる事項につき、学識経験あるもの若干名を教育委員會が任命又は委嘱する。

- 一、建造物、繪画、彫刻、工芸品、書跡、筆跡、典籍、古文書、民族資料その他有形の文化的所産及び考古資料。
- 二、演劇、音楽、工芸技術その他の無形文化的所産。
- 三、史跡、名勝及び天然記念物。

特に必要あるときは、臨時調査員を任命又は委嘱することができる。

00513

第三條 調査員は、文化財に関し、教育委員會の指示又は委嘱にもとづく事項を調査研究し、その結果を報告する。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

史跡、名勝天然記念物調査委員會規則(大正十年七月鳥取縣告示第七十三号)は廃止する。

教育委員會訓令

鳥取縣教育委員會訓令甲第一号

- 小 学 校 長
- 中 学 校 長
- 縣 立 学 校 長

昭和二十四年十二月鳥取縣教育委員會訓令甲第一号を次のように改正し昭和二十五年九月一日から適用する。

昭和二十六年四月六日

鳥取縣教育委員會

昭和二十四年一月十二日教育公務員特例法(以下法という)施行に伴い、同法施行日前に結核の爲休養を許可されて居た者は別に辞令を用いず昭和二十四年一月十二日附で官吏分限令第十一條第一項第四号の例並びに法第十四條に依り休職を命ぜられたものとする。